

## 総務委員会会議記録

総務委員長 佐々木順一

- 1 日時  
平成 19 年 3 月 15 日（木曜日）  
午後 8 時 8 分開会、午後 8 時 19 分散会
- 2 場所  
第 1 委員会室
- 3 出席委員  
佐々木順一委員長、平澄芳副委員長、藤原良信委員、千葉康一郎委員、  
佐々木俊夫委員、嵯峨耄朗委員、小原宣良委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
佐々木担当書記、三上担当書記、互野併任書記、佐々木併任書記、津田併任書記
- 6 説明のために出席した者  
総務部  
川窪総務部長、瀬川総務室長、高橋人事課総括課長、  
菅野参事兼予算調製課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
議案の審査  
議案第 85 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例
- 9 議事の内容  
○佐々木順一委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、  
議案 1 件について審査を行います。  
議案第 85 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正す  
る条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。  
○高橋人事課総括課長 議案第 85 号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する  
条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。2 枚つづりの議案でござ  
いますが、説明に当たりましては、便宜お手元の条例案要綱により説明をさせていただきます

す。

第1の改正の趣旨についてでございますが、知事の平成19年3月及び4月に支給されるべき給料を減額しようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容についてでございますが、平成19年3月15日、本日でございますが、15日に在職する知事の平成19年3月及び4月に支給されるべき給料につきまして、100分の100を減じようとするものでございます。

施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○嵯峨耄朗委員 基本的なことですけれども、今、これが出てきた理由と、この金額の根拠というのですか、なぜこういったものなのかということをお聞かせください。

○川窪総務部長 今、提案を申し上げている理由でございますが、一昨日の予算特別委員会におきまして、知事が競馬問題に関しまして多額の債務が累積することとなったことに関する責任という議論の中で、予算特別委員会終了後の最終本会議への提案ということを考えているという趣旨の答弁をしたところでございまして、そういう知事の考え方にに基づきまして、この最終本会議の場で御提案を申し上げているというものでございます。

内容の根拠につきましてでございますけれども、これは今回の減額の内容といたしまして、知事の任期があと2カ月を残すところになっていることにかんがみまして、減額のあり方といたしまして、2カ月分の金額が適当であるという判断に基づくものでございます。

○嵯峨耄朗委員 総額幾らになるか、基本的なことを聞きたいと思います。それと適当であるという判断をおっしゃっているところですが、適当であるとの判断の根拠というのはどのようなのでしょうか。こういった例というのは過去にもあるのですかね。

○川窪総務部長 まず金額でございますが、条例上の金額が124万円という給料月額になっております。4月につきましては、任期が29日間でございますので、30分の29で正確には119万8,666円となりますけれども、この2カ月を合わせまして243万8,666円が条例上の額との差でいえば減額ということになるものでございます。

ただ、一方で、15%の減額措置というのが現在行われており、また19年度も、御提案申し上げている条例に従えば15%の減額が続くということでございましたので、その15%減額をされているという状況との比較で申し上げれば、2カ月合わせまして207万2,866円の減額規模ということになるものでございます。

また、過去の例という部分でございますけれども、過去に知事の給料月額の減額を行った例が何度かございます。食糧費の不適正支出があったときに50%の減額、それからあとほかにも35%の減額、それから15%の減額等がございますけれども、これまでの最高の減額率が50%ということになっております。

また、こうした、いわば財政状況というだけではなく、財政状況というのではなく、知事の責任に基づく減額という意味では、減額幅につきましては、4カ月がこれまでの一番長い

ことになっております。これまでの例としては、50%の4カ月間というのが一番長く重いものであったということでございます。

○嵯峨耆朗委員 先ほどの説明によりますと、知事が一昨日の特別委員会で審議の中で述べたことを受けているようですけれども、理解するとすれば、岩手競馬の借金というのですかね、管理者としてですけれども、あれだけ増やしたので、今回の融資も含めて、ある意味で混乱ですね。こういったことをもたらしたことに対する反省というか、責任の取り方という理解でよろしいでしょうか。

○川窪総務部長 御指摘のような理解でございます。

○嵯峨耆朗委員 もしそうだとするならば、今1,800人とかという雇用の話も出ておりますけれども、この2カ月減という形、これは果たして適当なのかどうかと思わざるを得ないのです、そうだとするならば。今の説明とか、そういった責任というとらえ方からすると納得しかねるなどというのが見解というか、私の意見ですが。

○佐々木順一委員長 答弁はよろしいですか。

○嵯峨耆朗委員 いいです。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○小原宣良委員 3月12日の農林水産部の予算審査、予算特別委員会の場でありましたが、知事の出席を求めました。3月13日の審査に知事が出席されて、今提案されておりますような中身について、後ほど提案する用意があると、こういう趣旨の御発言がございましたので、そのことを受けたものであろうかと思えます。

いずれその額が多いか少ないかということは別にいたしまして、そうした責任の取り方の一つとしてこの議案が提案されているということであれば、これも一つの責任の取り方、意思表示の仕方ではないかと思えますので、私はこの提案には賛成したいと思います。

○藤原良信委員 私も5期20年、大先輩の佐々木俊夫先生がいらっしゃいますけれども、県議会に席を置かせていただいてまいりましたけれども、初めての体験でございます。

今のお話を聞きますと、競馬事業につきましての知事の責任のあらわし方ということでもございましたけれども、こういう形で出してきたことは、私はまことに残念でございます。それなりの功績もあった方ですけれども、晩年をこういう形で締めくくることは、まことに残念なことであります。それほど軽いことではないと思えます。

これは、さかのぼってみたらいっぱいありますけれども、平成17年、18年の予算の事業を遂行させてほしいということで、この2カ年を最後の節目として、いわゆる、その状況下で競馬事業の存廃の決断をいたしますと高らかに本会議でうたったのであります。

しかも、平成18年度予算につきましては、私どもは、これはまともじゃないよということもありました。しかし、インターネットを事業としてやるので、ぜひ認めてくれということ

とで、附帯意見をつけて認めた経緯がございました。それは、第1四半期に見直した案を出してほしいと、それは6月30日を目途として出してほしいということの附帯意見でございました。それも明らかに実行いたしませんでした。

この2カ年で43億円の赤字を抱えるに至りました。その管理者である知事が、ただいまの議案で責任をとるといふあかしは、県民が理解をするでありましょうか。私はまことに残念であります。こういう姿勢で歩んできた知事を、私たちはこれからたたえていけるでありましょうか。そういう思いを申し述べて、私の考えといたします。

私は、こういうような形でのあらわし方は反対であります。以上です。

○佐々木順一委員長 ほかに討論はありませんか。

○平澄芳副委員長 私も反対の討論をさせていただきます。100分の100を減ずるといふのは、行政と申しますか、役所の責任の取り方といふのは、これは非常に重いものだといふことは重々承知しております。私もそういう経験がありますから、この100分の100、2カ月といふのは非常に重いといふことは重々承知しておりますけれども、果たしてこの責任の取り方が正しいのだろうかと思つたときに、私も反対をするものであります、知事御自身がいらっしゃいませんので、知事にお聞きするわけにもいきませんが。

この後に、果たして競馬再生の道はないのか、あるいは雇用をどうするのか、そうしたことを知事御自身がいろいろと腐心されるのが、まず第一番目の責任の取り方なのではないかと。私はその後の話ではないのかなと、そう思うわけであります。

したがって、反対の意見を述べさせていただきます。

○佐々木順一委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○佐々木順一委員長 ほかに討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。起立により採決いたします。本案は、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木順一委員長 起立少数であります。よって、本案は原案を否とすることに決定いたしました。以上をもって、本日の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。